

## 由良川漁業協同組合遊漁規則の変更について

### 1 変更の概要

- ・テナガエビ禁漁区域の変更

### 2 新旧対照表

変更前				変更後			
(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でウ欄の区域においてエ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。				(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でウ欄の区域においてエ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。			
ア漁業の名称	イ期間	ウ区域	エ漁業の方法	ア漁業の名称	イ期間	ウ区域	エ漁業の方法
略	略	略		略	略	略	
てながえび	5月1日から6月14日まで、9月1日から10月31日まで	舞鶴市地頭由良川橋から下流1,000mまでの流水幅中央から左岸側の区域	◎一般漁業 徒手、釣、網、もんどり (1人20個まで)  水眼鏡又は水視眼鏡を使用して行う漁業	てながえび	5月1日から6月14日まで、9月1日から10月31日まで	舞鶴市地頭由良川橋から下流1,000mまでの流水幅中央から左岸側の区域	◎一般漁業 徒手、釣、網、もんどり (1人20個まで)  水眼鏡又は水視眼鏡を使用して行う漁業
		舞鶴市志高岡田下橋から下流1,000mまでの流水幅中央から右岸側の区域				舞鶴市志高岡田下橋から上流1,000mまでの流水幅中央から右岸側の区域	
		舞鶴市丸田八雲橋から下流1,000mまでの流水幅中央から左岸側の区域				舞鶴市丸田八雲橋から下流1,000mまでの流水幅中央から左岸側の区域	
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	◎特別漁具、漁法 あゆ狩、寄川、やな漁業	略	略	略	◎特別漁具、漁法 あゆ狩、寄川、やな漁業